

保 存 書 類

仁田マーガレット保育園

インフルエンザによる出席停止手続きについて

- ① お子様が発症した際、医療機関等からの「罹患証明書」は不要です。
インフルエンザと診断を受けた際は、必ず園に連絡をしてください。
- ② インフルエンザの出席停止期間について（詳細は、裏ページを参考にしてください）
「発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」
- ③ 出席停止期間の体温の記録について
発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登園できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を3日間経過するまでは登園できません。この期間、1日2回（午前・午後）お子様の体温を測り、保護者の方が記入をして登園時に園へ提出してください。よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・切取り・・・・・・・・・・・・・・・・

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）				
発症日	日時	午前測定時刻：体温		午後測定時刻：体温
0日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
1日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
2日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
3日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
4日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
5日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
6日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
7日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C
8日目	月 日	午前	時 分： °C	午後 時 分： °C

クラス： _____ 園児名 _____

出席停止期間早見表

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK! 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 

インフルエンザを発症した翌日から5日間、かつ、乳幼児は熱が下がってから3日間 自宅療養してから登園をすることができます。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状が始まった日です。

解熱後3日は、「平熱になった日を0日目とし、翌日を1日目、翌々日を2日目と数えます。

1日のうち熱が37度以上に上がったたり下がったりする日は、発熱となります。

なお、発症後、発熱が長引く・水分がとれない・呼吸が苦しそう・呼びかけに反応が悪い・けいれんをおこすなどの症状があらわれた場合には、早急に医療機関を受診してください。

◎園内での感染拡大防止の観点から自宅療養中は毎日検温を確実にし、出席停止期間の順守をお願いします。